事業再生

事務所データはP46に

「債権者は販売

網を減らさずに

済みますし、事

業が軌道に乗れ

ば債権が100%

戻ってくるから

当然喜びます。

一方、債務者は

事業を継続でき

ますし、従業員

奥野 善彦

TEL: 03-3274-3805 eMail: okuno@okunolaw.com

藤田 浩司

TEL: 03-3274-3805 eMail: fujita@okunolaw.com

粟澤 方智

TEL: 03-3274-3805 eMail: awazawa@okunolaw.com

小池 良輔

TEL: 03-3274-3805 eMail: ryosuke.koike@okunolaw.com

社会正義を貫き90年――今も、そしてこれからも、 すべてのステークホルダーに尽くす

愚直なまでに誠実に 至誠に裏打ちされた創意と工夫



数々の大型倒産事件を受任し事業再生を成功させてき

1924年に「奥 野彦六法律事務 所 |として創設 された奥野総合 法律事務所・外 国法共同事業は 今年創設90周年 を迎える。所長 の奥野善彦弁護 士(以下、奥野

所長)は、数々の著名な倒産事件を手掛け企業を再生し、 04年から09年まで株式会社整理回収機構の社長を務め た。所長を筆頭に理想とその実現に向けた実行力が、所 属する全弁護士に息づいていることが伝わってくる。

シェル石油(現・昭和シェル石油)勤務後に弁護士となっ た奥野所長は、同社からガソリンスタンドなどを経営する 特約店の債権回収業務を任された。他の多くの弁護士が競 売により債権回収率が30~40%にとどまっていた中で、貧 窮した特約店を本業に集中させて再生させることで、将来 的に100%の債権回収を目指す手法を手がけていく。

「石油販売事業ではなく、他のビジネスに手を出して失 敗したために破綻した特約店が多くありました。ですか ら以前のように石油事業に注力すれば、再び事業は軌道 に乗ると考えたのです」(奥野所長)。

シェル石油の社員を特約店に派遣させ、半常駐体制で 債務者とともに再生にあたるなど、現場の経営改革も含 め事業の再生を進めていき、次々と結果を出していく。



副所長の藤田弁護士自身も、数多くの事業再生を手掛

が職を奪われることもありません。さらに消費者は以前 と変わらず石油を購入できる。このように事業再生とは、 社会的な意義の高い素晴らしい手法だと実感しました」 と奥野所長は当時を振り返る。

2000年前後、当時は実現不可能と言われていた金融機 関の再生も、奥野所長は成功させる。負債総額は2兆 3000億円。裁判所は奥野所長を管財人に指名した。する と、そのわずか3カ月後に世界的大企業への事業譲渡を 実現し、グループ会社や子会社の再生も果たした。他に も、窮境に陥った金融機関の再生に携わった例は数多い。 「企業が存続すれば国には税金が入りますし、雇用も維 持されます。地方企業の場合には地域住民が株主や債権 者になっている場合が多いので、地域住民のためにもな る。と、すべてのステークホルダーに利益が還元される "事業再生"を貫く姿勢を、奥野所長は何度も強調した。

事務所員全員が理念を共有

このような奥野所長の仕事に対する姿勢は、同事務所 の他の弁護士にも受け継がれている。

「当事務所は、再生事件といっても、債務者の代理人と



債権者の代理人として再生事件に関わることも多いと いう粟澤弁護士

もあれば、債権 者やスポンサー 企業からの依頼 を受け、それぞ れの代理人やア ドバイザーの立 場で行動する場 合もあります。 ただ、どのよう

して携わる場合

な場合でも、当事務所の弁護士は、債務者企業の再生を 通じて、すべてのステークホルダーがWin-Winになるこ とを目指して考え抜きます。債権者だけが債権を回収し て一人勝ちするとか、スポンサーが債務者や債権者を殊 更に犠牲にしつつキャピタルゲインを増やすといった、 一部の関係者の利益のみに偏った処理をすることはあり ません。だから、どのような立場で関わっても、他のス テークホルダーから"奥野事務所ならば安心ですね"と信 頼されるのです (栗澤方智弁護士)。

ただ、そこには特別な策や技があるわけではなく、弁 護士の信念に照らして最善と信ずる道を、関係者をまわ り誠意を持って真摯に説得していくだけだと弁護士たち は口を揃える。

「当事務所では、『志をもって事に当たる』、『愚直なまでに 誠実に』、『創意と工夫を尽くす』といった信条のもと、弁 護士とスタッフが一丸となって事件処理に当たっていま す |と小池良輔弁護士は語る。 奥野所長の手法や理念に 感銘を受け、当初の任官志望を変更して弁護士を志した という。

再生に際し、まずはどういう哲学で企業を再生に導く のか、そのストーリーを描き、それを着実に実行してい くのが同事務所のスタイルだ。

事業再生とは倒産法を理解していればできるというも のではなく、さまざまな利害関係や法律問題が複雑に絡 み合うため、会社法務、知的財産法や労働法から借地借 家や個人の相続の問題まで、多種多様な案件の経験がな ければ対応できないという。

「1人の依頼者が救えなくて事業再生のような複雑な案 件は扱えない、というのが当事務所の考えです。そのた め当事務所の弁護士は事業再生や企業法務に限らずさま ざまな案件を手がけますし、特に大規模案件の場合には、 得意分野を持つ弁護士が協力し解決に導く体制を整えて います」と、副所長を務める藤田浩司弁護士は事務所の 体制を説明する。

過半数の同意で満足という考えはない 常に全債権者からの同意を目指す



小池弁護士は、事業再生の現場では役職員の士気向上 も弁護士の役割と心掛けている

近年、債務者 が不当な再生を 図ろうとする事 案において、特 に債権者からの 依頼による、訴 訟を通じた詐害 行為の是正など の案件が増えて きたそうだ。他

方で、同事務所が債務者の代理人として再生事案を手がけ る場合には、民事再生であっても「過半数の同意が取れれ ばいいという考えを持つ弁護士はいないという。

「たとえ返済率が低くても、全債権者の同意を得る意気 込みで毎回仕事に臨んでいます。実際、裁判所からも同 意率が高いと評価されています (藤田弁護士)。

さらに、このような事業再生の現場から得た破綻企業 の特徴や事業の立て直しなどの知見を、守秘義務に反し ない形で顧問先企業に"転ばぬ先の杖"として助言してい るという。

事業再生に対するビジョンの共有と実行力、そして事 業再生から得た深い知見こそが、奥野総合法律事務所・ 外国法共同事業の実績と歴史が培った最大の強みだ。

Profile

おくの よしひこ

中央大学卒業。64年までシェル石油(株)に勤務。66年弁護 士登録。04年~09年まで(株)整理回収機構代表取締役社長。 (株)日本リース・(株)日本リースオートの管財人など数々の倒 産事件を手がける。

ふじた こうじ

一橋大学法学部卒業。89年弁護士登録。89年奧野法律事 務所入所。2014年副所長就任。(株)日本リース・(株)日本リー スオートの管財人補佐・代理、東亜興業(株)の管財人など 数々の倒産事件を手がける。

あわざわ まさのり

東京大学法学部卒業。01年弁護士登録。01年奧野総合法 律事務所入所。06年~08年まで(株)日本政策投資銀行法 務・コンプライアンス部出向。

こいけ りょうすけ

東京大学法学部卒業。04年弁護士登録。04年奧野総合法 律事務所入所。